

西京極総合運動公園の屋外トイレに係る誰もが使いやすくなる提案 及び改修業務公募型プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
市民スポーツ振興室

西京極総合運動公園の屋外トイレについて、子育て世帯や子どもを含む、誰もが使いやすくなる提案及び改修業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

西京極総合運動公園の屋外トイレに係る誰もが使いやすくなる提案及び改修業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「西京極総合運動公園の屋外トイレを子育て世帯や子どもなど、誰もが使いやすくなる提案及び改修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 契約上限額

金 20,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金は支払わない。

3 プロポーザルの参加資格

(1) 事業者が参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次のア〜カに該当する場合は、応募できない。

ア 京都市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

イ 法人又はその代表者が次の(ア)〜(エ)に掲げる税等を滞納している者

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 本市の市税

(エ) 本市の水道料金及び下水道使用料

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

エ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

オ 令和8年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者

カ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けている者

4 応募手続等

(1) 提出書類

次のア～カに掲げる書類を後記「9 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 統括責任者調書（第3号様式）

エ 提案書（様式自由）

次の(ア)(イ)について提案すること。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や設置方法等を的確に示すこと。

(イ) 提案項目

「わかさスタジアム京都の外野席西側屋外トイレを子育て世帯や子どもをはじめ、誰もが安心して、楽しく利用できるような工夫」をテーマとし、当施設の特性や他施設の事例を踏まえ、具体的に提案すること。

オ 見積書（第4号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ提出すること。

カ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱 様式第1号）

(2) 提出部数

ア 4(1)ア～カの電子データを収めた CD または DVD：1部

イ 4(1)エ 技術提案書：紙媒体5部

エを除く提出書類：紙媒体1部

(3) 提出期間

令和8年8月12日（水）午後4時（必着）まで

(4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法(E-mail等)による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始せず、どのように実現するかを具体的かつ分かりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査に当たり、提案の根拠が不明確、説明不十分で技術審査に重大な支障があると本市が判断した場合は、仕様要件を満たしていないものとみなす。

エ A4版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等はA3版の用紙をA4版に折り込むことを可能とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提案された内容等について、問合せや追加資料の提出を求めることがある。この場合において提出された資料は提案資料として取扱う。

ウ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となるときがある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

エ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。ただし、採択した提案内容については、受託候補者の許可を得ることなく、本業務の周知広報等に使用できるものとする。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 質問期限

令和8年7月31日（金）午後4時（必着） ※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「9 問合せ先及び提出先」にE-Mailで問い合わせることとする（様式は任意）。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年8月4日（火）午後4時までに本市ウェブページに質問及び回答を掲載する。

なお、回答内容については、募集要項又は仕様書の該当部分の追加又は修正とみなす。

6 選定方法

応募者から提案された価格、その他提案事項のほか、応募者のこれまでの実績等について、**別紙1**「西京極総合運動公園の屋外トイレ提案及び改修業務 受託候補者評価要領」

に基づき総合的に審査し、本市が決定する。

ただし、提出状況に応じ、ヒアリングを実施することもある。

なお、この要項に規定する提出書類（追加提出を求め、提出された資料を含む。）に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、本市から補足、修正等の連絡は行わないこととし、所定の期間内に適正に提出された書類に対してのみ評価を実施するものとする。

7 審査結果の通知

審査終了後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要（契約候補事業者名、提案内容等）を本市ホームページ等で公表する。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙 2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

9 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 野中、西田）

(3) 連絡先

ア 電話

075-222-3135（平日9時00分～17時00分）

イ E-Mail

sports@city.kyoto.lg.jp

**西京極総合運動公園の屋外トイレに係る誰もが使いやすくなる提案及び改修業務
受託候補者評価要領**

1 目的

本要領は、企画提案に係る提出書類等の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価項目・基準

(1) 本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地

本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地について、以下のとおり評価する。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：京都市内	B：京都市を除く関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県）	C：左記以外
点数	5点	2点	0点

(2) 業務履行実績（第2号様式）

過去5年間に、公共施設における整備・改修を含む業務について、受託実績の件数について評価する。

計算方法（配点：5点）						
採点基準 (履行完了件数)	A：5件以上	B：4件	C：3件	D：2件	E：1件	F：0件
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

(3) 技術提案書

ア 実施方針

仕様書を的確に踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な方法等が提案されているか。

イ 提案項目

わかさスタジアム京都の外野席西側屋外トイレを子育て世帯や子どもをはじめ、誰もが安心して、楽しく利用できるような工夫

(ア) 提案内容の的確性

周辺環境、施設特性等との整合性が高く、論理的な説明がなされているか。

(イ) 提案内容の実現性

応募事業者の同種又は類似業務に関する知見や適切な根拠資料等を反映した具体的な提案内容となっているか。

計算方法（配点：20点×3項目）			※各項目において共通			
採点基準	A：非常に優れている	B：優れている	C：おおむね妥当である	D：不十分な点がある	E：評価すべき点ほとんどない	F：評価すべき点全くない
点数	20点	16点	12点	8点	4点	0点

(4) 見積金額（該当書類：第4号様式）

本業務に係る見積金額について、以下の5段階で評価する。

※ 契約上限額を超えるものは**失格**

計算方法（配点：20点）					
採点基準	A	B	C	D	E
点数	20点	16点	12点	8点	4点

A＝最低価格以上、 $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 1/5)$ 未満

B＝ $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 1/5)$ 以上、
 $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 2/5)$ 未満

C＝ $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 2/5)$ 以上、
 $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 3/5)$ 未満

D＝ $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 3/5)$ 以上、
 $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 4/5)$ 未満

E＝ $(\text{最低価格} + (\text{契約上限額} - \text{最低価格}) \times 4/5)$ 以上、契約上限額以下
ただし、提案事業者が1社のみの場合は、上記に関わらず、下記のとおりとする。

A＝提案価格が契約上限額の80%未満

B＝提案価格が契約上限額の80%以上～85%未満

C＝提案価格が契約上限額の85%以上～90%未満

D＝提案価格が契約上限額の90%以上～95%未満

E＝提案価格が契約上限額の95%以上～契約上限額以下

3 評価点

- (1) 委員は、2の各項目について評価を行い、評価点を算出する。
- (2) 各委員の評価点の平均（小数点第二位を四捨五入したもの）を最終評価点とする。
- (3) 最終評価点が総合計点（90点）の6割以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する（プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が総合計点（90点）の6割以上となることを条件とする。）。

参考 評価項目・基準表

評価項目		評価事項	配点	採点
本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地			5 点	
業務履行実績			5 点	
小計			<u>10 点</u>	
技術 提案書	実施方針	仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な方法等が提案されているか	20 点	
	提案項目	【テーマ】 わかさスタジアム京都の外野席西側屋外トイレを子育て世帯や子どもをはじめ、誰もが安心して、楽しく利用できるような工夫 ○提案内容の的確性 周辺環境、施設特性等との整合性が高く、論理的な説明がなされているか。 ○提案内容の実現性 応募事業者の同種又は類似業務に関する知見や適切な根拠資料等を反映した具体的な提案内容となっているか。	40 点	
小計			<u>60 点</u>	
見積金額		—	<u>20 点</u>	
合計			<u>90 点</u>	

契約番号

委 託 契 約 書

1 委託業務等名 西京極総合運動公園の屋外トイレに係る
誰もが使いやすくなる提案及び改修業務

2 委託料 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

3 履行期間 令和8年 月 日から
令和9年 3月 26日まで

4 契約保証金 なし

発注者及び受注者は、上記事項及び約款のとおり契約を締結する。この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、発注者及び受注者が地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

契約締結年月日 年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

発注者 京 都 市

代表者 京都市長 松 井 孝 治 印 ※

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者 名 印 ※

※ 電磁的記録により締結する場合は、電子署名をもって「印」に替える。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、表記記載の業務の委託契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に発注者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。

7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 受注者は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の委託業務等を誠実に遂行しなければならない。

(委託業務の中止等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務等の中止、委託業務等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に対して契約の解除を求めることができる。

(検査の実施)

第4条 発注者は、この契約による委託業務等の遂行に関し、検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 受注者は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該委託業務等を中止し、又は業務の改善を行わなければならない。この場合において、これに要した費用は、受注者の負担とする。

4 前3項の規定は、前項の規定により委託業務等を改善する場合について準用する。

(契約金額の減額)

第5条 発注者は、前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行った結果、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ業務等の継続に支障がないと認めるときは、契約金額から相当額を減額のうえ、これを不合格としないことがある。

(遅延損害金)

第6条 受注者は、自己の責めに基づく理由により委託業務等を中止し、又は中断するときは、遅延損害金として、業務を行わなかった日又は遅延日数のいずれか多い日1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を発注者に納付しなければならない。ただし、既に一部の委託業務等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。

3 第5条の規定により減額された場合における遅延損害金の計算は、同条の規定により減額された後の金額によるものとする。

(損害の負担)

第7条 この契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

(1) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。

(3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。

(4) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。

(5) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

2 受注者は、前項の規定により契約の解除があったときは、発注者にその損失の補償を求めることができない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、総価契約にあっては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあっては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として受注者に請求することができる。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第10条 発注者は、第8条第1項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(義務の履行の委託の禁止等)

第11条 受注者は、発注者の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(契約金額の支払)

第12条 発注者は、委託業務等の終了の後、受注者からの適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に受注者に当該請求金額を支払わなければならない。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(物件の調達等に関する禁止事項)

第13条 受注者は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（受注者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、受注者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第14条 この契約に関し、発注者と受注者との間で紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議のうえ第三者を調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者及び受注者がそれぞれ負担する。

(個人情報の取扱い)

第15条 受注者は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第16条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第17条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第1条、第18条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録
第1条	文書	文書又は電磁的記録

(補則)

第18条 この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

特 記 事 項

(受注者の談合等の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について受注者（受注者が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について受注者に対する有罪の判決が確定したとき。

2 発注者の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の発注者が契約を解除する場合（受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(受注者の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、この契約の履行期間中において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(3) 受注者が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 受注者は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 受注者は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 発注者及び受注者は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。